

ソリューション補足条項

本ソリューション補足条項（以下「本ソリューション条項」という。）は、オーダーに記載されたシーメンスの法人と、当該オーダーを承諾したお客様との間の基本条項に加えて適用されます。
本ソリューション条項は、オーダーに記載されたソリューション（以下「本ソリューション」という。）にのみ適用されます。

本契約における用語の意味は、本書の末尾 又は 基本条項で定義されています。

商業条件

1. シーメンスの提供物

1.1. ソリューション提供物

- 1.1.1. **範囲の説明。**シーメンスは、オーダーに記載された内容に従い、本ソリューションを納入するものとします。
- 1.1.2. **再生部品。**シーメンスの本ソリューションには、シーメンスの仕様を満たし、且つ新品の本ハードウェアと同一の条件に従う、新品同様の状態に再生された部品を含む場合があります。
- 1.1.3. **監督。**本サービスに監督業務が含まれる場合、その範囲において、シーメンスの義務は正確な指示を提供することのみとし、シーメンスは、第三者又はお客様の要員の履行について責任を負いません。

1.2. 場所

- 1.2.1. **オンサイト。**お客様の敷地（サイト）においてサービスが提供される場合、シーメンスは、以下の各号に従うものとします。
 - a. 現地の通常の営業時間内（休日を除く。）に当該サービスを履行すること。
 - b. 業務開始前に書面で提供されたお客様の合理的な施設利用規程を遵守すること。
- 1.2.2. **オフサイト。**オンサイトでの作業が不要な場合、サービスは、以下のいずれかにより履行されることがあります。
 - a. シーメンスが選定する場所での履行。
 - b. 遠隔（リモート）アクセスによる履行。

1.3. 要員

シーメンスは、本ソリューションのための人員の指揮及び配置を自己の裁量で行い、シーメンスの従業員への賃金その他の雇用上の給付の全てについて責任を負います。

2. お客様の義務

2.1. お客様提供事項の提供

- お客様は、以下各号のお客様提供事項を提供するものとします。
- a. 次に掲げるものを提供することによりシーメンスを支援すること。

- オンサイト業務にあたり、適切且つ法令に遵守した安全衛生措置を備え、中断なく定刻に業務の開始ができる環境及び機会。
 - 必要なノウハウ及び意思決定能力を有する適格な人員
 - セキュアなインターネット接続及びお客様又はサードパーティシステムへのアクセス許可（必要に応じて）。
 - 本ソリューションの試運転・検収・利用に関し管轄当局から要求される義務を充足するための合理的な支援。
 - 適時の検収（必要な場合）、インプット及びフィードバック。
 - シーメンス及びその下請業者のための施錠可能な保管室並びに適切な作業・休憩室（適切な衛生設備を含む。）。
 - 隠れた電気・ガス・水道・光ファイバー等の配管・配線の位置、並びに敷地の地盤・地中条件に関する全ての必要情報。
- b. 関連官庁からの許認可を取得すること（但し、シーメンスのみが取得できる場合を除く。）
- c. お客様が起用する第三者による協力を確保すること。
- d. オーダーで合意された場合、工数精算のオーダーにおいて、時間ベースの実工数をシーメンスと確認すること。シーメンスのタイムシートは、お客様がこれを拒否する重大な理由を提出から10日以内に書面で示さない限り、承認されたものとみなします。
- e. オーダーに定められるその他のお客様提供事項。

2.2. スケジューリング及び管理

シーメンスは、お客様のスケジュールリング、計画、プロジェクト管理、又はそれらに起因する遅延若しくは費用について責任を負いません。

2.3. 有害物質及び環境条件

- 2.3.1. **お客様サイトの責任。**シーメンスがお客様のサイトでサービスを提供する場合、お客様は、有害廃棄物、敷地内の有害物質（アスベストを含む。）、地質学的または地熱条件、考古学的発見、又は特別な取扱いを要し、若しくは本ソリューション、環境、又は人員に悪影響を及ぼすその他の条件の処理、保管、処分、及び影響の是正を行うものとします。
- 2.3.2. **払戻し及び停止。**お客様は、前項の物質又は条件の発見又は取扱いによって生じた全ての費用をシーメンスに払い戻すものとします。本ソリューションの提供中に健康又は安全へのリスクが発生した場合、シーメンスは、当該リスクが除去されるまで本ソリューションの履行を停止することができるものとします。

2.4. リモートサポート

- 2.4.1. **リモートサポート。**シーメンスは、本ソリューションをリモートで提供することができるものとします。
- 2.4.2. **リモートアクセス。**シーメンスがリモートアクセスを必要とする場合、お客様は自らの費用負担により以下の各号を行うものとします。
- a. セキュアなリモート接続の技術要件を満たすアクセス制御されたインターネット接続（例：DSL、UMTS、又はLTE経由の有線または無線ブロードバンド接続）を提供すること。
 - b. 本ソリューションを提供するために必要なお客様の資産へのアクセスをシーメンスに対し許可すること。
 - c. シーメンスによる各リモートアクセスを有効化及び承認すること（合意した場合）。
 - d. お客様の資産及び生産システムに精通し、お客様により権限を与えられた適格な者をサイトに配置すること。
- 2.4.3. **リモートアクセス機能**
- a. **シーメンスのリモートアクセス機能の使用。**オーダーで合意された場合、シーメンスは、リモートアクセス機能を提供するものとします。お客様は、セキュリティ基準がお客様の運用環境、セキュリティ要件、及び社内ポリシーと互換性があることを確認するものとします。

- b. **お客様のリモートアクセス機能の使用。**お客様がリモートアクセス機能を提供する場合、お客様は、リモート接続の機密性、完全性、及びその可用性を確保するものとします。シーメンスは、当該お客様のリモートアクセス機能の使用について責任を負わず、当該機能が一般的なセキュリティ基準に準拠していない場合は、これを拒否することができるものとします。

3. 納入及び履行

3.1. 有形成果物の納入条件

オーダーに別段の定めがない限り、有形成果物は、INCOTERMS® 2020 に従い FCA条件で納入されるものとします。有形成果物は、お客様が正当な理由なく納入を遅延させ、又は受領しない場合、納入されたものとみなされます。

3.2. 検収

- 3.2.1. **検収手続き。**シーメンスは、本ソリューション又は合意された部分の検収の準備ができた場合、完了通知を発行するものとします。

お客様は、本ソリューションにオーダーに記載された（又はオーダーに参照された）仕様に対する重大な逸脱が含まれる場合を除き、検収合格とするものとします。重大な逸脱がある場合、お客様は、書面による検収不合格通知に当該内容を記載するものとし、それを受けシーメンスは以下の各号を行うものとします。

- 合理的な期間内（又は当事者間の合意に基づく期間内）に当該違反を是正すること。
- 検収のため再提出すること。

- 3.2.2. **みなし検収。**本サービス又は合意された既履行部分は、以下のいずれかのうち早く到達した日で検収完了とみなされるものとします。

- a. お客様が検収不合格通知を提出しなかった場合は、完了通知から10営業日。
- b. 既履行部分が本番環境又は業務での利用に供された日。

3.3. 納入及び履行日

オーダーに定める日付は、いずれも見積もりであり、拘束力を有しません。両当事者は、全ての技術的及び商業的事項の最終確認後に、最終的に拘束力を有する納入日又は履行日を含む確定したスケジュール（以下「最終確定日」という。）について合意することがあります。この場合、第3.4条が適用されます。

3.4. 遅延

- 3.4.1. **予定損害賠償額。**シーメンスの責に帰する事由のみにより、最終確定日までに履行が行われず、且つこれによりお客様に損害が生じた場合、シーメンスは、1週間の猶予期間の経過後、遅延期間が満1週間経過する毎に、本ソリューションの遅延部分に対する価格の0.5%に相当する予定損害賠償額を支払うものとします。

予定損害賠償額の総額は、本ソリューションの遅延部分の価格の5%を超えないものとします。

- 3.4.2. **遅延を理由とする契約の終了。**お客様は、以下の各号の全てを満たした場合に限り、遅延を理由として当該オーダーを終了することができるものとします。

- a. 支払われるべき予定損害賠償額が上限額に達していること。
- b. 合理的な追加の納入又は履行期間が満了したこと。

- 3.4.3. **排他的救済。**本第3.4条は、遅延に関するシーメンスの唯一且つ排他的な責任を定めるものであり、シーメンスは、本条に定める以外に遅延について責任を負わず、お客様のその他の権利及び救済は全て排除されるものとします。

4. 危険負担及び所有権

4.1. 有形成果物に関する危険負担の移転

有形成果物（又はその一部）に関する滅失又は損傷の危険負担は、以下のいずれかの時点でお客様に移転します。

- a. 納入時。
- b. お客様が正当な理由なく本ハードウェアの受領を怠り又は拒否した場合は、納入を試みた時。

4.2. 所有権の移転

本ソリューションの所有権は、シーメンスが代金全額を受領した後に、お客様へ移転します。

保証

5. 本ソリューションの保証

シーメンスは、検収完了時点において本ソリューションに不適合がないことを保証します。

6. 本ソリューションの保証期間

6.1. 初期保証期間

本ソリューションの保証期間は、検収完了又は一部検収完了（合意された場合）から 12 か月間とします。シーメンスの支配の及ばない事由により検収が遅延した場合、有体成果物に係る保証期間は、いかなる場合でも納入から 18 か月間を超えないものとします。

6.2. 交換・修理品の保証期間

交換、修理又は再履行に係る保証期間は、初期保証期間が先に満了する場合、交換、修理又は再履行の日から 6 か月間とします。いかなる場合でも、当該保証期間は、初期保証期間の開始から 18 か月以内に終了するものとします。

7. 不適合及び請求

7.1. 検査及び通知

お客様は、納入時に全ての有体成果物を検査し、不適合を発見した場合には、速やかに且ついかなる場合も適用される保証期間内に、書面でシーメンスへ通知するものとします。

7.2. 救済

シーメンスは、自らの選択により、不適合のある本ソリューションを、合理的な期間内に修理、交換又は再履行（オンサイト又はリモートにて）することにより全ての不適合を是正するものとします。

7.3. 協力義務及び払い戻し

保証対応を請求する場合、お客様は以下の各号を行うものとします。

- a. 自らの費用負担で、
 - ソリューションの不適合部分へのアクセスをシーメンスに提供すること。
 - 必要な分解及び再組立を実施すること。
 - 運用及び保守データへのアクセスをシーメンスに提供すること。
 - シーメンスの要請に応じて、交換された不適合部品をシーメンスに返却すること。

- b. 保証への違反が存在しないことが判明した場合、診断及び是正作業費をシーメンスに支払うこと。

7.4. 是正失敗の場合

シーメンスが不適合の是正に少なくとも 3 回失敗した場合は、以下の各号が適用されます。

- a. お客様は、書面による通知によりオーダーを終了することができるものとします。
- b. シーメンスは、本ソリューションの不適合部分について支払われた価格を返金するものとします。

8. 保証の除外

8.1. 期間制限

適用される保証期間の満了後は、いずれの保証請求も認められません。

8.2. 保証対象外の不適合

シーメンスは、本ソリューションの機能又は使用を著しく損なわない不適合、及び以下のいずれかに起因する不適合については、いかなる保証責任も負いません。

- a. 通常の摩耗および劣化。
- b. 不適切又は過失のある取扱い、並びに通常を超える過度の使用。
- c. オーダー、マニュアル及びお客様が入手可能な同様の文書に記載の指示に従わないこと。
- d. 必要なお客様提供事項を提供しないこと。
- e. 再現不能なソフトウェアエラー。
- f. シーメンスの支配が及ばない原因。
- g. シーメンス又はその認定代理人以外による変更、修理、据付、又は試運転。
- h. シーメンスが提供したアップデートを使用しないこと。

8.3. 非保証事項

シーメンスは、オーダーにおいて明示的に要求される場合を除き、本ソリューションがお客様の運用環境若しくはIT要件に適合すること、相互運用性を有すること、又はこれらに従って機能することを保証しません。

9. 排他的救済

第5条から第8条は、保証請求に関するシーメンスの唯一且つ排他的な責任及びお客様の唯一且つ排他的な権利・救済を定めるものです。シーメンスは、本ソリューションに関して、商品性及び特定目的への適合性を含む、その他の明示・黙示・法定の保証を一切行いません

知的財産権

10. 留保知的財産

各当事者は、各オーダーの範囲外で開発又は取得した知的財産に関する全ての権利を留保するものとします。

11. 開発知的財産

提供物の一部としてオーダーに基づき開発された知的財産は全て、シーメンスが所有し、第12条の規定に従いお客様に使用許諾されるものとします。

12. シーメンスからお客様への使用許諾

シーメンスは、お客様に対して、提供物の一部としてシーメンスの知的財産を

- a. 改変されていない状態で、且つ
- b. お客様の社内業務目的のために

使用する非独占的、世界的、永久且つ譲渡不能な使用権を付与します。

追加の使用権及び制限は、該当するオーダーに記載されることがあります。

定義

納入	本書に記載されたインコタームズ2020の条件に従い有形成果物をお客様に引き渡すことを意味します。
不適合	オーダーに記載又はオーダーにて参照された仕様への不適合を意味します。